井野　迚　岡嶋　一夫
岸本　哲　武田　利雄
松川　孝司
正六位に叙する（各通）
糸屋喜巳男　榎本　敏秀
熊澤　猛夫　栗栖　伸夫
關　一男　簱屋　昭平
前田　博孝
従六位に叙する（各通）
新井　定雄　北田太三郎
田村　正男　西形　新市
正七位に叙する（各通）
従七位に叙する（以上五月三日）
正七位に叙する（五月四日）
従五位に叙する
正七位に叙する（以上五月五日）
正七位　正七位に叙する（五月六日）
○叙勲
旭日中綬章を授ける
旭日単光章を授ける（以上四月三十日）
（佐賀県議会議員）
旭日小綬章を授ける
大竹　英彦　佐野　晃
永谷　昭典　本間　慶二
旭日単光章を授ける（各通）（以上五月二日）
蛯原　雅章　北澤　善夫　菅原　義一
旭日単光章を授ける（各通）（五月三日）
瑞宝小綬章を授ける
加藤　昭二　大樂　義人
村山　幸造　倭島陽一郎
瑞宝双光章を授ける（各通）
菅野　泰弘　河野　貞喜
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上四月三十日）
瑞宝中綬章を授ける
瑞宝小綬章を授ける
阿部　章　工藤　茂雄
寺島　卓　廣川與一郎
瑞宝双光章を授ける（各通）

菊浦伊三夫
新田　曉生
蒲地　勝
小林　茂吉
早坂　朗
小林　茂喜
福山　潔
石山　正治
中村　邦弘
岡本　秋男
田中　利秋
鈴木　章
水野　廉平
池田　邦幸
原　康彦
只野　操
天野　正子
副島　瑞生
桑木　裕之
山本　輝彦

荒木　健二　浦畑　宜司　坂本　良邦
中野　泰光　中村　英夫　桝田　庄次
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上五月一日）
齋藤　英明　長　政博　西田　榮吉
瑞宝小綬章を授ける（各通）
有島　政一　安藤　米藏　北垣　良雄
櫻井　忠三　三盃　信雄　菅原　紀夫
櫨本　廣志　日比野米子　藤森　宣雄
瑞宝双光章を授ける（各通）
茂市　修平　若林　祐美
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上五月二日）
石渡　洋一　齋藤　元博　盛合　正彦
（鹿児島大学名誉教授）　日高　富男
瑞宝中綬章を授ける
伴　良雄
瑞宝小綬章を授ける
岸本　哲　熊澤　猛夫　小林　茂吉
榊　弘利　田村　正男　新田　曉生
早坂　朗　前田　博孝　松川　孝司
瑞宝双光章を授ける（各通）
荒井　實登　榎本　敏秀
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上五月三日）
北田太三郎　小林　茂喜　池田　昌作
瑞宝双光章を授ける（五月四日）
岡本　秋男
瑞宝双光章を授ける
田中　利秋
瑞宝単光章を授ける（以上五月五日）
フィリピン共和国大統領　ベニグノ・エス・アキノ三世
大勲位菊花大綬章を贈進する（五月二十九日）

褒賞

紺綬褒章

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十七年五月三十日、紺綬褒章を授かった者は、次のとおりである。

浅井　豊秋　下村　淳　松口　正
水谷　勝子　幅田　悦子　佐々木もと子
野口　定江　與謝野　久　井関　道夫
齋藤　行夫　野口　茂　枝松　啓陽
金子　安幸　齋川　俊一　結城　健一
山部　清明　北元　正照

褒章条例第一条により紺綬褒章を授ける（各通）

紺綬褒章並びに賞杯

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十七年五月三十日、紺綬褒章並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。

雲井　昭善　千石　唯司　平尾　秀明
雨宮　敬子　堂本　真美　播磨　稚子

褒章条例第一条により紺綬褒章並びに同第五条により木杯一組台付を授ける（各通）

紺綬褒章飾版

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十七年五月三十日、紺綬褒章に付する飾版を授かった者は、次のとおりである。

古賀常次郎　牧　晴一　鈴木　孝行
林　やゑ　佐藤フジエ　長岡今朝吉
渡邊　日吉

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個を授ける（各通）

紺綬褒章飾版並びに賞杯

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十七年五月三十日、紺綬褒章に付する飾版並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。

浦野　勝美　松本　卓臣　久保タケ子

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個並びに同第五条により木杯一組台付を授ける（各通）

褒状

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十七年五月三十日、褒状を授かった者は、次のとおりである。

三菱商事株式会社
株式会社ナガセ
ＥＨ株式会社
宗教法人千代保稲荷神社
日本証券業協会
株式会社ＬＩＸＩＬグループ
伊藤忠商事株式会社
株式会社松栄運輸
株式会社小湊ホテル三日月

褒章条例第二条により褒状を授ける（各通）

賞杯

公同の事務に勤勉したので、平成二十七年五月三十日、賞杯を授かった者は、次のとおりである。

故松永啓之助遺族　松永　志津

褒章条例第六条により銀杯一個を授ける

皇室事項

歓迎行事

天皇皇后両陛下は、六月三日午前九時二十六分、皇居において行われたフィリピン国大統領閣下の歓迎行事に御臨場になった。

御会見

天皇皇后両陛下は、六月三日午前九時三十六分、宮中において、フィリピン国大統領閣下と御会見になった。

宮中晩さん

天皇皇后両陛下は、六月三日午後七時一分、フィリピン国大統領閣下のため、宮中晩さんをお催しになった。

官庁報告

労　働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について

今般、愛媛労働局の関係事業主を代表する者山下精一郎の辞任の申し出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第２項の規定に基づき、補欠の関係事業主を代表する者を指名したいので、資格ある事業主団体は、下記により関係事業主を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成27年６月８日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

記

１　推薦資格　雇用保険の被保険者が加入している事業主団体であって、愛媛労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

２　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式の推薦書の正本及び副本に履歴書２部を添付して提出すること。